

共催・後援の承認・審査の基準について(FAQ)

本市が共催・後援等の承認・審査をするにあたり、事業者の皆様から、よく頂く質問を、以下のとおりまとめましたのでご案内いたします。申請にあたっての参考にしてください。

Q:「協働によるまちづくり」の推進に寄与するとは、どのようなことですか？

A:「協働によるまちづくり」の推進に寄与するとは、「総合計画等の各種方針等に基づく本市の施策の趣旨や行政運営に合致するもの」とし、そのような事業であることを前提条件とします。

Q:要綱の第4条第1項第1号の「市長が不適当と認めるもの」とは、どのようなものを指しますか？

A:例えば、①暴力団、その他反社会的な行為を行うもの、②政治活動・宗教活動に係るもので、共催等を承認すると行政の中立性を損なうおそれがあるもの等があげられます。

申請内容を確認のうえ、適否を判断いたします。

Q:要綱の第4条第2項第1号の「公の秩序」とは、どのようなものを指しますか？また「善良な風俗」とは、どのようなものを指しますか？

A:「公の秩序」とは、社会の一般的利益とし、法令順守の考え方を含むものとします。また「善良な風俗」とは、社会の一般的道徳観念とします。

申請内容を確認のうえ、適否を判断いたします。

Q:要綱の第4条第2項第2号の「主に営利を目的とするもの」とは、どのようなものを指しますか？

A:その事業に伴う利益が最終的にはその団体の構成員に分配されることを主な目的としている場合とします。逆に直接市民の社会生活と関係の深い事業活動を行うことにより達成される市民全般の利益、すなわち不特定多数の市民の利益すなわち「公益」を目的とする場合は、除外されないものとします。

申請内容を確認のうえ、適否を判断いたします。

Q:要綱の第4条第2項第3号の「その他市長が不適当と認めるもの」とは、どのようなものを指しますか？

A:例として、「主たる目的が宗教的及び政治的な活動の場合」や「ミスター・ミスコンテストのような外面的な美を順位付けするコンテストや合理的な理由がなく「性別」「年

齡」「人種」「国籍」「婚姻の有無」などを制限するコンテスト」などがあります。
申請内容を確認のうえ、適否を判断いたします。